旅行業者代理業の
新規登録を申請される方へ

☆登録申請は、事前に電話で予約して下さい。

☆予約日は、月・水・金曜日です。

☆登録申請の際は、旅行業務取扱管理者も来庁して下さい。

○旅行業者代理業の新規登録申請について …… 2
○旅行業者代理業新規登録申請書類一覧 …… 4
○旅行業者代理業業務委託契約に定めておく事項について …… 5

〒163-8001　新宿区西新宿２－８－１　東京都庁第一本庁舎　１９階中央

東京都　産業労働局　観光部　振興課　旅行業担当

電話０３－５３２０－４７６９　　FAX０３－５３８８－１４６３

http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/sinsei/tourism/ryokotsuyaku/

登　録　種　別	登　録　業　務　範　囲
○第１種旅行業 （登録行政庁:観光庁）	○海外・国内の募集型企画旅行 ○海外・国内の受注型企画旅行 ○海外・国内の手配旅行 ○他社実施の募集型企画旅行契約の代理締結
○第２種旅行業	○国内の募集型企画旅行 ○海外・国内の受注型企画旅行 ○海外・国内の手配旅行 ○他社実施の募集型企画旅行契約の代理締結
○第３種旅行業	○営業所の所在地とそれに隣接する市区町村内の募集型企画旅行 ○海外・国内の受注型企画旅行 ○海外・国内の手配旅行 ○他社実施の募集型企画旅行契約の代理締結
○地域限定旅行業 H25.4.1改正	○営業所の所在地とそれに隣接する市区町村内の募集型企画旅行 ○営業所の所在地とそれに隣接する市区町村内の受注型企画旅行 ○営業所の所在地とそれに隣接する市区町村内の手配旅行 ○他社実施の募集型企画旅行契約の代理締結

○旅行業者代理業	○所属旅行業者が委託する範囲の旅行業務

.

旅行業者代理業の新規登録申請について

東　京　都

第１　旅行業登録制度

⑴　旅行業者代理業を営もうとする者は、旅行業者代理業を行う主たる営業所の所在地を、管轄する知事の登録を受ける必要がある。（旅行業法第３条及び同法施行規則第１条の２第１項第３号）
⑵　旅行業者代理業の登録を受けようとする者は、申請書及びその他国土交通省省令で定める事項を記載した書類を添付して申請しなければならない。（旅行業法第４条第２項及び同法施行規則第１条の４）
⑶　登録を受けないで旅行業者代理業の営業活動を行うと無登録営業として、法律により処分される。（旅行業法第７７条）

第２　登　録　条　件

申請者が、登録拒否条項（下記事項）に該当する場合は、その登録は拒否される。

（旅行業法第６条第１項各号）

⑴　旅行業法第19条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第37条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過していないものを含む。）
⑵　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
⑶　暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。）
⑷　申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
⑸　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記⑴から⑷のいずれかに該当するもの
⑹　心身の故障により旅行業若しくは旅行業者代理業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
⑺　法人であって、その役員のうちに上記⑴から⑷又は⑹のいずれかに該当するもの
⑻　暴力団員等がその事業活動を支配する者
⑼　営業所ごとに旅行業法第１１条の２の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
⑾　旅行業者代理業を営もうとする者であってその代理する旅行業を営む者が２以上であるもの

第３　新規登録申請に当たっての要件

⑴　別紙「旅行業者代理業業務委託契約に定めておく事項について」の各事項を、登録後、旅行業者及び旅行業者代理業申請者共に遵守できること。
⑵　主たる営業所の所在地が、東京都内にあること。
⑶　法人で申請する場合は、商号・目的（定款・履歴事項全部証明書共に）について、下記事項に注意のこと。

『商　号』	既存登録の旅行業者・旅行業者代理業者との類似商号をさけるため、必ず申請書提出前に電話等で確認のこと。
『目　的』	必ず『旅行業者代理業』又は『旅行業法に基づく旅行業者代理業』とすること。

⑷　総合又は国内の旅行業務取扱管理者を選任すること。（旅行業法第１１条の２）
①　１営業所につき１人以上の旅行業務取扱管理者（常勤専任で就業のこと。）を選任すること。
②　海外旅行を取り扱う営業所においては、必ず総合旅行業務取扱管理者を選任すること。

③　従業員数が１０人以上の営業所においては、複数の旅行業務取扱管理者を選任すること。

第４　申請に必要な書類

別表「旅行業者代理業新規登録申請書類一覧表」のとおり。

第５　申請から登録（標準処理期間）及び営業開始までに要する日数

受付件数により、下記標準処理期間が守られないこともあります。

事　項	申請書提　出（来庁） ⇨ ・東京都 における審査⇨ （☆営業所調査含） ⇨ 登　録決　定（来庁） ⇨ 参　照※１ ⇨ 営　業開　始
日　数	○←――― 30～40日 ―――→○

（参照）※１

⑴　新規登録手数料の納付　　手数料１５，０００円
登録通知書受領時に現金を持参し、観光部振興課に納付すること。
（東京都旅行業法関係手数料条例第２条）

⑵　所属旅行業者は、その登録行政庁に旅行業者代理業新規登録の旨の変更届出を提出のこと。
（法第６条の４）

⑶　旅行業者代理業者は、営業所において登録票を公衆に見やすいように掲示するなど旅行業法で規定されている事項の遵守　（法第１２条の９等）

第６　登録後の留意点

⑴旅行業者代理業の登録は、下記の事由により失効する。
①所属旅行業者のために旅行業務を取り扱うことを内容とする契約が効力を失ったとき。
（旅行業法第１５条の２第１号）
②所属旅行業者が登録抹消になったとき。（旅行業法第１５条の２第２号）
⑵登録事項に変更があったときは、その日から３０日以内に届け出なければならない。
（旅行業法第６条の４第３項）

第７　申請書類の入手方法

⑴○東京都ホームページからダウンロードすることができます。
（https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/application/tourism/ryokotsuyaku/ryokotouroku）

⑵下記販売所で購入することもできます。
・一般社団法人東京都旅行業協会
電話０３－５２１０－２５００／千代田区四番町４－９　東越伯鷹ビル２階
・一般社団法人日本旅行業協会
電話０３－３５９２－１２７１／千代田区霞が関３－３－３　全日通霞が関ビル３階
（JATA窓口での販売なし。すべての資料・書籍はJATAホームページから入手可。）
https://www.jata-net.or.jp/membership/member-information/membership01_03/page-2660/

第８　申請の予約

新規登録申請は予約制につき、事前に電話で予約してください。
（申請受付日は、月・水・金曜日です。）

※申請にむけての事前相談は行っておりません。あらかじめご承知おきください。
不明点等ございましたら、電話またはメールにてお願いします。

TEL：03-5320-4769（午前9時～正午、午後1時～午後5時）
電子メール：S0000701@section.metro.tokyo.jp

「旅行業者代理業業務委託契約に定めておく事項について」　　別　紙

東　京　都

１．委託業務の範囲について

旅行業務に関し、旅行業者（以下、旅行業者代理業業務委託契約書に係る記載においては、「甲」という。）がその旅行業者代理業者（以下、旅行業者代理業業務委託契約書に係る記載においては、「乙」という。）に委託する業務（以下「委託業務」という。）は以下のものとする。

（１）甲の行う募集型企画旅行に関する次の業務

ア　旅行業法第１２条の４の取引条件を説明する書面の交付及び旅行者への説明
イ　旅行者との旅行契約の締結、変更又は解除
ウ　旅行業法第１２条の５の契約書面の交付
エ　旅行者に対する旅行代金の請求及び旅行代金の受領
オ　旅行者に対する取消料又は違約料の請求、受領及び旅行代金の払戻し

（２）甲が取扱う受注型企画旅行に関する次の業務

ア　旅行業法第１２条の４の取引条件を説明する書面の交付及び旅行者への説明
イ　旅行者との旅行契約の締結、変更又は解除
ウ　旅行業法第１２条の５の契約書面（企画書面を含む）の交付
エ　甲が作成した企画書面にかかわる旅行者からの受注型企画旅行契約の申込の受領
オ　旅行者に対する旅行代金の請求及び旅行代金の受領
カ　旅行者に対する取消料又は違約料の請求及び受領及び旅行代金の払戻し

（３）甲が取扱う手配旅行契約に関する（２）の業務（企画書面にかかわるものを除く）

（４）甲が旅行業法第１４条の２に基づき締結した他の旅行業者との募集型企画旅行取扱委託契約において、乙を受託旅行業者代理業者として定めた場合の当該他の旅行業者（以下「委託旅行業者」という。）の募集型企画旅行契約に関し、乙が当該委託旅行業者を代理して行う（１）の「ア」から「オ」までの業務

（５）（１）から（４）に係る旅行者からの依頼による旅券、査証、予防接種証明書の取得その他渡航手続代行業務

（６）（１）～（５）の業務に付随する甲が明示して依頼した業務

２．旅行業者代理業者による所属旅行業者の明示について

（１）所属旅行業者の明示について、少なくとも、乙は委託業務に関し使用する以下の書面等に、甲が所属旅行業者である旨及び乙が甲の代理業者である旨を明示しなければならない。

①旅行業務取扱管理者証及び外務員証
②取引条件説明書面、契約書面
③看板その他の掲示物
④委託業務に関して旅行者に交付する領収書
⑤乙が行う委託業務に関する広告

⑥その他委託業務に関して旅行者に対して使用する名刺等の事務帳票等

（２）（１）各号の書面等に記載する甲の名称は、乙の名称より大きな活字を用いて表記するなど、甲が所属旅行業者であることを明確に表記しなければならない。

３．所属旅行業者による委託業務の監督、監査について

（１）甲は年間２回以上の別に定める時期及び甲が必要と認めたときに、乙の営業所等に立ち入って委託業務に関し、以下の事項その他所要の事項を監督、監査するものとする。

①委託業務の取扱状況並びにこれに係る口座及び関係諸記録の内容
②外務員証の発行状況及び外務員証交付簿の作成状況
③所属旅行業者の明示の状況
④領収書の管理、発行状況
⑤その他委託業務に関する諸記録の状況

４．旅行業者代理業者が取り扱った委託業務に係る財産の分離等について

（１）乙は、甲の委託業務を行うことにより領収し又は支払う金銭について、これを管理するための専用の口座を設ける等、自己の財産と混用消費することのないよう措置すること。

（２）乙は、委託業務に係る金銭を他の勘定と明確に区分して計理するとともに、委託業務に係る収支明細書その他の関係諸記録を整理・保管しなければならない。

５．旅行業者代理業者が取り扱った委託業務に関する苦情の解決について

（１）乙は、乙が取扱った委託業務に関し旅行者から契約、責任、補償等に係る苦情が発生したときは、当該苦情の内容を把握したうえで、その内容を速やかに甲に連絡しなければならない。

（２）甲は甲の責任において前項の苦情の解決にあたるが、乙はその解決のために甲に協力するものとする。

（３）委託旅行業者が企画する旅行に関し苦情が発生したときは、甲と委託旅行業者との企画旅行取扱委託契約に基づいて委託旅行業者が苦情の解決にあたるが、乙はその解決のために甲の指示の下で委託旅行業者に協力する。

６．旅行業者代理業者が取り扱った委託業務に関する事故の処理について

（１）甲又は乙は、乙が取扱った旅行者の旅行中に不測の事故が発生したことを知ったときは、直ちに相手方に連絡する。

（２）甲は、甲の責任において事故に対処するが、乙はその解決のために甲に協力する。

（３）委託旅行業者が企画する旅行に関し不測の事故が発生したときは、甲と委託旅行業者との企画旅行取扱委託契約に基づいて委託旅行業者が事故に対処するが、乙はその解決のために、甲の指示の下で委託旅行業者に協力する。

７．旅行業者代理業者のサービス提供機関等との取引について

（１）乙は、委託業務に関し、（２）に定める場合を除き、所属旅行業者以外の旅行業者、地上手配業者、運送機関、宿泊機関、その他旅行サービス提供機関（以下「旅行サービス提供機関等」という。）との間で、直接取引又は直接決済を行ってはならない。

（２）甲が既に発券を確定させた特定の旅行サービスに係る券面等を受けとる行為及び以下のすべてに該当する場合に、乙が旅行サービス提供機関等との間で甲を代理して契約を締結する行為に限ってはこの限りではない。

① 甲と旅行サービス提供機関等との間で締結された契約書において、取引範囲を定めて甲の旅行業者代理業者が旅行サービス提供機関等との間で直接に取引をすることができる旨定められていること。

② 前項の契約書に定められた範囲において、甲と乙の間で乙が旅行サービス提供機関等と直接に取引をすることができる範囲及びその期間を定めた約定書が締結されていること。